

## 5月18日調査会における発言メモ

委員 池本誠司

## 事務局資料3「主な論点(第2回)」について

## (5頁)加盟店管理について

- (1) プリンシプル(根本的規範)(3~4頁)②「悪質加盟店が支払手段を利用することを未然防止すること」と③「消費者トラブルが生じた場合には紛争解決のため、各支払関連事業者が協力し対応すること」に対応する現行法の規定

⇒事務局資料2の2頁と3頁に記載

(割賦販売法の各法律・政令・省令と資金決済法の法律・事務ガイドライン)

- (2) 両法の規定の仕方の違い

㊦ 割賦販売法: 消費者に支払手段を提供する事業者(カード発行会社)と加盟店に支払手段を提供する事業者(加盟店契約会社)のそれぞれについて、義務規定を定めている。

㊧ 資金決済法: 前払式支払手段発行者が公序良俗違反の取引防止体制確保・苦情適切処理義務を定め、決済代行業者等の業務委託先を設けた場合でも前払式支払手段発行者が責任を負う仕組みで規定している。

⇒資料2の資金決済法の実務ガイドラインの規定として、次の項目を追加するとよい。

<事務ガイドラインⅡ-3-3-1>

業務を第三者に委託する場合においても、「委託先における法令遵守態勢の整備について、必要な指示を行うなど、適切な措置が確保されているか。」、「委託契約によっても当該前払式支払手段発行者と利用者との間の権利義務関係に変更がなく、利用者に対しては、当該前払式支払手段発行者自身が業務を行ったものと同様の権利が確保されていることが明らかとなっているか。」、「委託業務に関して契約どおりサービスの提供が受けられない場合、前払式支払手段発行者は利用者利便に支障が生じることを未然に防止するための態勢を整備しているか。」、「委託業務に関する苦情等について、利用者から委託元である前払式支払手段発行者への直接の連絡体制を設けるなど適切な苦情相談態勢が整備されているか。」

## (6頁)プリンシプル(根本的規範)の実現のための方策を担う事業者の機能別の類型化

- (1) 支払手段関与者がそれぞれ義務を負う割賦販売法型の規定方法と、消費者に支払手段を提供する事業者の義務を中心とする資金決済法型の規定方法との選択?

- ㊦ 悪質加盟店排除と紛争解決の実効性確保の観点で適切な規定はどちらか?  
 ㊧ クレジットカード決済は、国際ブランドがイシューア・アクワイアラーの役割分担をシステムとして導入しているため、イシューアがアクワイアラー等を指導・監督するこ

とが確保困難。そこでアクワイアラー等に対し加盟店調査措置義務を定めた。

㊦ 資金決済法は、プリペイド決済について前払式支払手段発行者が決済代行業者等に業務を個別に委託する方式で広がってきた経緯があり、業務委託先の指導・監督を含めて前払式支払手段発行者が責任を負う規定が導入された。

㊧ しかし、現在は、国際ブランド会社が加盟カード会社を通じてプリペイド決済を拡大していることから、イシューアとアクワイアラーの役割分担が広がっている。

したがって、今後は、イシューア側の義務履行の実効性を確保するためには、アクワイアラー側の加盟店調査措置義務を独立して規定したうえで相互に連携することを規定する必要性が高まっているのではないか？

## (2) 【消費者に支払手段を提供する事業者】と【販売業者に支払手段を提供する事業者】のほかに、【それ以外の支払手段の提供に関与する事業者】を位置付ける必要性があるか？

㊦ クレジット決済の分野において、アクワイアラー側に決済代行業者が2段構えとなっているケースが少なくない。中間関与者の存在は消費者には把握できないため、問題が発生した場合に責任の所在を明確化するためには、少なくとも支払手段仲介者の存在・事業者名・連絡先等が消費者に開示されている必要がある。

㊧ 支払手段仲介者の中には、取引デジタルプラットフォーム(取引 DPF)のように、消費者に取引の場を提供するとともに、支払手段の提供も行っているケースが広がっている。

取引 DPF は、多数の出店者を抱えている点で見るとアクワイアラーの機能を有しているケースが多いと考えられる一方で、消費者が保有しているクレジットカード等による決済を取り次ぐ業務を担うケースと、取引 DPF 自身が消費者に支払手段を提供するケースもある。後者は機能①と機能②を兼ねているのに対し、前者は機能②のみのようにも見える。

しかし、消費者に向けて支払手段の取次を積極的に提供している点で、消費者からの苦情受付や情報伝達等の連携が必要ではないか？

㊦ 複数の支払手段を提供する決済プラットフォームが、サイト業者のネット通販の支払手段選択画面において、各種支払手段を決済プラットフォームが提供する立場に見える。

消費者に支払手段の選択肢(取次を含む)を提示している役割に照らし、苦情申出先の整備などが必要。ただし、苦情受付先と苦情処理主体が分離しないこと。

## (6 頁) 今後整理が必要と考えられる論点

### ①事業者の機能の類型に応じた方策の担い手と役割分担の明確化

⇒各事業者が連携協力して悪質加盟店の排除と紛争解決機能を果たすことにより、消費者に対し安全・適正な支払手段を提供する責任を負うことを前提として、その役割分担の内容を整理すると次のような事項となるのではないか。

#### ㊦消費者に支払手段を提供する事業者

・決済内容情報提供義務⇒取引当事者・連絡先・取引内容等の明示

※単に情報を提供すればよいのではなく、分かりやすく理解できるように提供。

・支払能力調査義務⇒多重債務防止

・苦情適切処理義務⇒直接加盟店の場合は加盟店調査措置義務、間接加盟店の場合は苦情伝達義務

⇒これらの義務の履行を担保するため、登録制・体制整備義務・加盟店情報交換制度報告義務・個人信用情報機関照会義務が必要ではないか。

#### ㊧販売業者に支払手段を提供する事業者

・加盟店調査措置義務(契約締結時、苦情発生時)

⇒この義務の履行を担保するため、登録制・体制整備義務・加盟店情報交換制度報告義務が必要ではないか。

#### ㊨両者の中間に位置する決済仲介会社

・加盟店情報を㊦から㊧に伝達する義務

・苦情を㊧から㊦に伝達する義務

⇒登録制が必要か、㊧の事業者による指導監督義務により担保できるか？

⇒少なくとも、決済プラットフォームや取引 DPF など消費者に顕名して支払手段を提示する事業者は実効性確保のため、登録制まで必要ではないか。

#### 【留意点】

・複数の関与業者について役割に応じた義務を定めるとしても、消費者がそれぞれの関与者と苦情解決の連絡・交渉をしなければならないとすると、消費者保護機能が低下する。

・消費者は、直接支払いを行う支払手段提供事業者に対し苦情申出をすれば、複数事業者内部の連携協力により問題を解決すること、内部の責任関係は事業者間の求償関係で処理することとすることが必要である。

#### ②各主体の分類上の定義について

包括信用購入あっせん・個別信用購入あっせんの定義(割販法 2 条 3 項・4 項)

“特定の販売業者による商品販売・役務提供を条件として、代金相当額を当該販売業者に交付し・・・”と規定し、加盟店契約関係の存在や契約内容を特定していない。

⇒立替払契約、保証委託契約、金銭消費貸借契約など多様な契約形式が存在していたことから適用対象の漏れを防ぐ。